

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会
 〒420-8558
 静岡市葵区春日2丁目4番34号
 TEL 054-253-5580
 FAX 054-253-5589
 [インターネット]
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>
 静岡県国保連合会 検索

介護給付費請求書等の提出期日について

介護給付費請求書等の提出期限は、請求省令により毎月10日と定められております。

伝送、FD・CD、紙帳票いずれの場合も10日必着となっておりますのでご注意ください。

※10日が土日祝日の場合でも、国保会館で受付業務（8:30~17:15）を行っております。

《伝送請求における注意事項》

送信後は必ず『到達』『受付』が正常に終了していることを確認してください。

数時間経過しても状態が『正常終了』にならない場合は、本会にて受付状況が確認できますので電話にて確認してください。（平日 8:30~17:15）

介護給付費等の請求に係る時効について

介護給付費等の請求権消滅時効については、下記のとおりとなっております。

請求対象により消滅時効期間・起算日が異なりますのでご注意ください。

| 請求対象 | 消滅時効期間 | 消滅時効起算日 |
|-------------------|--------|-----------------------------------|
| 介護給付費 | 2年 | サービスを提供した日の属する月の翌々月の1日 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 5年 | |
| 介護扶助に係る場合（生活保護） | 5年 | |
| 高額介護サービス費 | 2年 | サービスを提供した日の属する月の翌月の1日 |
| 高額医療合算介護（予防）サービス費 | 2年 | 高額医療合算介護（予防）サービス費の請求権を行使しうる基準日の翌日 |
| 主治医意見書作成料 | 3年 | 市町村に意見書を提出した翌日 |
| 償還払い | 2年 | 代金完済した日の翌日 |

例 介護給付費の場合

| サービス提供月 | 時効の起算日 | 消滅時効日 |
|---------|-------------------------------|---------------------------|
| 平成29年3月 | 平成29年6月1日 （サービス提供月の翌々月の1日） | 平成31年5月31日 （時効起算日から2年） |

請求権が消滅する前に、忘れずに請求してください。

請求事務を担当される方は、御一読ください。